

広島県告示第八百七十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十三年九月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
 榑原地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱七号までを順じ結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市・区	町・丁目	字	地番	標柱番号
廿日市市	玖島	城之岡山	一六〇九番一	標柱一号及び二号
			甲一六一〇番三	標柱三号
			一六一〇番一	標柱四号
			四三〇三番二	標柱五号
			四三四二番二	標柱六号
			四三五〇番二	標柱七号
			榑原	